

邑楽町告示第116号

平成21年第4回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月18日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 平成21年11月26日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場
3. 件 名
 - 1 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - 2 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例
 - 3 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○応招・不応招議員

○応招議員（16名）

1番	小島陸夫	議員	2番	遠藤幸夫	議員
3番	大野貞夫	議員	5番	田部井健二	議員
6番	小沢泰治	議員	7番	山田晶子	議員
8番	岩崎律夫	議員	9番	加藤和久	議員
10番	小島幸典	議員	11番	立沢稔夫	議員
12番	小倉修	議員	13番	横山英雄	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員
16番	相場一夫	議員	17番	石井悦雄	議員

○不応招議員（なし）

平成21年第4回邑楽町議会臨時会議事日程

平成21年11月26日（木曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第58号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 4 議案第59号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 5 発議第1号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

○出席議員（16名）

1番	小島陸夫	議員	2番	遠藤幸夫	議員
3番	大野貞夫	議員	5番	田部井健二	議員
6番	小沢泰治	議員	7番	山田晶子	議員
8番	岩崎律夫	議員	9番	加藤和久	議員
10番	小島幸典	議員	11番	立沢稔夫	議員
12番	小倉修	議員	13番	横山英雄	議員
14番	本間恵治	議員	15番	細谷博之	議員
16番	相場一夫	議員	17番	石井悦雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	総務課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田口茂雄	事務局長
田部井春彦	書記

◎開会及び開議の宣告

○相場一夫議長 ただいまから平成21年第4回邑楽町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時04分 開議]

◎諸般の報告

○相場一夫議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期臨時会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○相場一夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において細谷博之議員、石井悦雄議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○相場一夫議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○相場一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第58号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

○相場一夫議長 日程第3、議案第58号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 議案第58号 呂楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

平成21年8月11日の人事院勧告による国家公務員の給与改定等の取り扱いに準じて、呂楽町職員の12月期の期末手当、勤勉手当を合わせて、100分の235から100分の15を減じ、100分の220とし、年間では100分の450から100分の35を減じて、100分の415とすること。また、持ち家に係る住居手当を廃止し、さらに給料表の改定を行い、4月から11月までの給料等から0.24%乗じて得た額を12月期の期末手当で減額調整いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 ただいま職員の給与の減額の改定ということで町長からお話がありましたけれども、この減額、国の人事院勧告に従ってというふうな方向できているわけですが、呂楽町の財政事情等がかんがみたときにこの数字が本当に妥当であるかどうか、そしてまた職員の皆さんの給料を下げるわけですから、職員の皆さんのご理解をいただくためにどのようなお考えをお持ちなのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 大変厳しい財政状況ということの中でのご意見、ご質問かと思いますが、過去にも職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与等の勧告に基づいて実施をしてきたということでございまして、経済的な変動はあるにいたしましても、提案申し上げた内容でぜひご理解いただきたいというものでございます。

2点目の職員の共通理解は得られたかということにつきましては、職員組合もございまして、当然それらの中で協議をした中で理解を得られたものと、このように理解いたしております。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 呂楽町の財政事情について、今後ますます厳しい財政運営を図っていかなくてはならないというふうに私は感じているわけですが、そういう中で職員の給料を削って、そしてまた少ない予算で最大の効果という言葉が常に叫ばれておりますけれども、やはり町民のニーズにこたえるべく、サービスが劣ることなく、きちんとした対応をとっていただければと思いますので、要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

大野議員。

○3番 大野貞夫議員 2点ほどお聞かせいただきたいと思っております。

多分、これは総務課長になると思うのですが、今回削減されるわけですが、既に支給されたことしの4月から11月までの給与並びに管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、この合計

額の0.24%を0.15月カットされたことしの12月の期末手当から差し引くというものになっているわけですが、今年度のこの削減の総額が幾らになるか、このことを1点お聞かせ願いたいと思います。

それから2点目は、ことしの5月に人事院の勧告を受けているわけですが、既にこれは6月におけるいわゆる賞与から0.2月分カットされております。この6月分のと合わせると、ボーナスから引かれるのは0.35月、これがカットとなっているわけですが、この6月のボーナスのカット分と合わせてその削減総額は今年度で幾らになるか、この2点をお聞かせいただきたいと思います。

○相場一夫議長 堀井総務課長。

○堀井 隆総務課長 まず最初に給与改定で、民間との格差調整のために0.24カ月掛けまして、4月から11月、さらに6月のボーナスにも0.24を掛けますけれども、その額につきまして、4月から11月の給与、手当関係でのマイナス、これは期末、勤勉を入れていませんけれども、125万2,000円です。期末、勤勉の0.24を入れたものが30万5,000円です。合計155万7,000円になります。

なお、2点目の今回の0.15で減額する職員は194名おりますけれども、1,180万2,000円です。それと、6月に支給した額とこの金額で計算、正確な数字ではないと思うのですが、約2,750万円ぐらいというふうに考えております。

なお、民間との格差調整で0.24の減額になるいわゆる改定職員、給料が下がる職員については、164名おります。

以上です。

○相場一夫議長 大野議員。

○3番 大野貞夫議員 ありがとうございます。

それから、金子町長に何点かちょっとお尋ねしたいと思いますが、これは当然町長もご承知のことかと思いますが、この人事院勧告は、私は人勧と言わせていただきますが、そもそもこの労働基本権を剥奪されているわけですね、公務員の方は。この代償として公務員の身分とか賃金、あるいは労働条件を守るこういう役割と責任を負っているものが、この人事院勧告と言われているものだと思うのですが、現在どちらかというところ、これが民間の賃金カットや賃下げにスパイラルされておまして、これが非常に別な目的みたいに歩き出している、そのように私には思えるのですが、町長はこの人事院勧告をどのように認識をされておるか、それが1点。

それから、もう一つが、今総務課長からも言われましたように約3,000万近いお金が、いわゆる職員の大部分は邑楽町に在住をしている方々だと思っております。この人たちの賃金がこれだけ削減をされるということになった場合に、この我々の地域経済に及ぼす影響、この辺をどう考えておられるか。一応この2つについてお伺いをいたします。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 人事院の置かれている制度についてどのように認識をしているかということのお尋ねですが、ただいま議員のほうからのご質問の中にもありましたように、労働基本権の代償という

形の色彩もあるかと思えます。当然のことながら、民間との給与ベースの格差ということが一つの勧告につながるわけでありまして、そういう点ではその制度そのものは労働基本権等を考え合わせますれば、やはり制度上はそういった形での対応が必要であったのではないか、そのような認識を持っております。

それから、減額に伴う地域経済へ及ぼす影響ということにつきましては、これは申し上げるまでもございませんが、大変給与ベースが下がるということになりますれば経済が低迷をするということは、これは当然あるだろうと思えます。それでなくても大変な経済環境の中でもあります。しかし、民間との給与ベースということを考え合わせた上では、これは経済に及ぼす影響は多くあるだろうと思えますが、いたし方ない部分であるかなというふうに考えております。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

大野議員。

○3番 大野貞夫議員 議席ナンバー3番の大野貞夫です。

私は、議案第58号、すなわち職員の給与、期末手当の削減について、主な問題点を何点か指摘をしまして、反対討論を行わせていただきます。

本案は、提案理由の説明にもありましたように、8月に出された人事院勧告を受けて、本町の職員の期末手当と給料、住居手当をカットするための条例改定であります。その上、不利益不遡及、いわゆる不利益は過去にさかのぼらない、こういう原則に背いて、既に支給されたことし4月から11月までの給料と管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の合計額の0.24%を0.15月カットされたことし12月のボーナスから差し引くというものであります。これらによって、今年度の削減総額、またことしの5月に臨時勧告を受けました分と合わせますと、先ほど報告がありましたように2,750万円、これが削減になるということでありまして。これを単純に来年度の1年間に換算をするということになると、これは推計になると思えますが、約3,000万弱になるのではないかと思います。私が反対する第1の理由は、職員の生活設計と地域経済、町民生活にはかり知れない影響を及ぼすものとなるということでありまして。

なお、労働者である職員と町長など特別職三役、議員の報酬は同列に論じられないことから、町長など特別職三役、議員の期末手当の削減には反対をしますが、職員の給与カットは職員の生活設計や地域経済、市民生活に大きなマイナスの影響を及ぼすことから、認められるものではないということを指摘するものであります。

さらに、来年1年間の削減総額を考えれば、労働者である職員の生活と地域経済に及ぼす影響は

はかり知れないものとなります。本案によって、年末に向けてこの地域でそれだけの額の購買力、消費する力を奪うことになると指摘せざるを得ません。今町民が切実に望んでいる景気回復にも水を差すどころか、真っ向から逆行しているものであります。この年末をどう乗り切ろうかと必死に努力を続けている町内業者、中小企業の経営と地域雇用に与える影響を考えれば、本案は提案すべきものではないとしか言えません。

反対の第2の理由は、8月の人勤が従う必要のない不当なものだということであります。そもそも労働基本権を剥奪されている代償として公務員の身分、賃金、労働条件を守る役割と責任を負っている人勤が、現在は民間の賃金カットや賃下げスパイラルを加速させる役割を果たしていることが大きな問題であります。民間は、ことしの春闘でもベースアップが行われている企業があります。しかし、ことし5月の臨時人勤の実施によって、その後の民間の賃金妥結交渉にはマイナスの影響を与えているのが実態であります。本案は、民間が下がったのだから公務員も下げる、公務員が下がったのだから民間も下げるといふ、激しい賃下げスパイラルをさらに加速させることにつながるでしょう。地方分権を考えても、こうした問題のある人勤に従う必要はないはずであります。

同時に、これまでがそうだったように、今回の職員の給与カットがこの地域の民間賃金の水準を低下させ、激しい賃下げスパイラルをさらに加速させる悪循環を生み出すことにもつながるといふことを申し上げまして、私の反対の討論といたします。

○相場一夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第58号 邑楽町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第59号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第4、議案第59号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第59号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

ただいまご決定賜りました本町職員の期末、勤勉手当に準じまして、邑楽町長、副町長、教育長の12月期の期末手当を100分の235から100分の15を減じ100分の220とし、年間の支給率を100分の450から100分の35を減じて100分の415といたしたく、ご提案申し上げます次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

本間議員。

○14番 本間恵治議員 ただいま三役の給与の減額について町長からお話ございましたけれども、先ほど職員の給与を減額しました。それに準じてというお話ございましたけれども、やはり先頭に立って、執行者の代表である町長みずからそういうお話をしましたけれども、その減額が職員の人たちの先頭に立って、職員の人たちに納得していただく減額ということで、それが妥当かどうか、町長のお考えを聞きたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほども職員の給与関係についてお答えを申し上げましたが、今までの経過ということも含めまして考え合わせますと、妥当であると、そのように認識しております。

○相場一夫議長 本間議員。

○14番 本間恵治議員 私がなぜこういう質問をしたかといいますと、町長は当初立候補したときに「退職金はもらいません、0円で」ということを言いました。ですが、途中の経過の中では「もらわないわけにはいかないから、もらいます」と言って、現在に至っております。給料は議会において、当初は半額にされました。そして、次の年度におきましては、町長みずから半額の提示があって、現在に至っているわけです。私は、町民をある意味ではだましてきたと、そういうことからしたときに、この減額の数字が本当に正しいのだろうかかと危惧するところがございます。

私は、そういう部分からしても、本来ならもっと減額するべきではないかなと。職員の人たちの先頭に立って、町長が職員の人たちを引っ張っていかなくてはならないのです。そういう部分では、もっと減額しても私はいいのかなというふうな気がします。町長は、職員の減額に準じてというお話ございましたけれども、それにつきましては、私は準じるのではなくて、先頭に立って、職員よりもおのずから、みずから減額するべきだと私は思いますが、もう一度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○相場一夫議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいまお答えをしたとおりでございます。

○相場一夫議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 邑楽町長、副町長、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○相場一夫議長 起立多数。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第1号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

○相場一夫議長 日程第5、発議第1号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

細谷博之議員。

〔15番 細谷博之議員登壇〕

○15番 細谷博之議員 発議第1号 邑楽町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をさせていただきます。

現在の厳しい経済、雇用情勢を受け、先ほど邑楽町職員の給与、賞与等、並びに町長等の期末手当が削減となりました。私たち議会議員の期末手当につきましても、町財政状況等を考慮しその均衡を図るべく、12月期の期末手当を0.15カ月分減額、6月期と合わせて年間で0.35カ月分引き下げる改正を提案するものであります。議会運営委員会に所属する議員全員の賛同を得、提出させていただきますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○相場一夫議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第1号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○相場一夫議長 起立全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎町長のあいさつ

○相場一夫議長 以上をもちまして、本臨時会の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

○金子正一町長 臨時議会閉会に当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げます。

ただいま提案をいたしました議案につきましては、原案どおり可決をいただきまして、ありがとうございました。

ことしも残すところあと1カ月となりまして、大変繁忙の時期が来るわけではありますが、議員各位におかれましては健康に十分留意されまして、今後とも町づくりのため、ご助言、ご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、一言のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○相場一夫議長 以上で平成21年第4回邑楽町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午前10時35分 閉会〕